

平成23年度 意匠法

■問題文

【問題Ⅰ】

- (1) 意匠制度により意匠を保護することの意義について説明せよ。
- (2) 意匠権の取得により期待される利点を2つ挙げ、説明せよ。
- (3) 権利行使をしやすい意匠権を取得するために意匠県独自の制度を2つ挙げ、それぞれの制度の趣旨と権利行使をしやすい理由について説明せよ。

【50点】

【問題Ⅱ】

甲は、互いに類似する自動二輪車Aの意匠イ及び自動二輪車Bの意匠ロをそれぞれ自ら創作し、平成23年1月10日にパリ条約の加盟国Xで開催されたモーターショーに自動二輪車Aを、同年2月1日にパリ条約の加盟国Yで開催されたモーターショーに自動二輪車Yをそれぞれ展示したところ、Y国で自動二輪車Bが好評を博した。このため、甲は、同年2月15日にY国に自動二輪車Bの形状に係る考案について実用新案登録出願を行った。

乙は、意匠ロに類似する自動二輪車Cの意匠ハを自ら創作し、同年2月25日に我が国に意匠ハについて意匠登録出願を行い、同日に我が国において意匠ハの実施である事業の準備を開始し、同年4月15日から自動二輪車Cの販売を開始した。

これらの事実を前提として、以下の各問に答えよ。ただし、いずれの出願も、分割若しくは変更に係るものでもなく又は補正後の新出願でもないものとし、放棄若しくは取下げ又は却下されていないものとし、出願人の名義の変更もないものとする。

- (1) 我が国において意匠ロに係る意匠登録出願を思い立った甲から、平成23年7月3日（日）に相談を受けた代理人として出願の際に検討すべき事項を説明せよ。なお、この代理人は、乙による出願の事実には知らないが、乙による販売の行為については知り及んでいるものとする。
- (2)
 - (2-1) 乙の意匠ハに係る意匠登録出願は、登録を受けることができるか否か理由とともに説明せよ。
 - (2-2) 甲が意匠ロについて意匠登録を受け、その登録の際現に乙は我が国において自動二輪車Cの販売を行っていたとする。この場合、乙が当該販売を継続しようとするとき、乙が主張すべき事項を挙げ、乙の主張が認められるか否か理由とともに説明せよ。ただし、意匠ハは登録意匠ロに類似しない旨の主張はしないものとし、登録意匠ロには、無効理由はないものとする。

【50点】

■意匠法について

近年の傾向と同様、2つの設問に50点ずつの配点がなされています。記載量が一方の設問に偏らないように注意する必要があります。

また、【問題Ⅰ】は、様々な解答が想定される問題です。複数の候補が挙げた場合、より設問の意図を反映している候補を選択し、最後は迷わず書き切ることが必要です。

(1) 【問題Ⅰ】(1)について

法目的は1条に記載されています。法1条の趣旨を記載できるとよいでしょう。

(2) 【問題Ⅰ】(2)について

どの内容を記載したらよいか、非常に解答しにくい問題です。最後までどの項目をあげたらよいか迷われた受験生も多かったのではないのでしょうか。

(3) 【問題Ⅰ】(3)について

意匠法の独自の制度はいくつか挙げられます。どの内容を挙げたとしても、挙げた内容について、制度の趣旨とその理由とを明確に対応付けて記載することを意識しましょう。

(4) 【問題Ⅱ】(1)について

先の公知行為による拒絶理由を回避する基本的な問題です。

Y国の出願が実用新案登録出願であることを意識した解答が求められます。

(5) 【問題Ⅱ】(2-1)について

基本的な問題です。引例や根拠条文の記載ミスをなくしたいところです。

(6) 【問題Ⅱ】(2-2)について

乙は意匠口の登録の際、Cの販売をしているため、先使用・先出願による通常実施権を主張したいところですが、パリ4Bの効果により認められないことを示せるとよいでしょう。

■模範答案

1. 問題 I (1) について
(1) 意匠制度は美感の面からアイデアを把握し (2 条 1 項)、これを保護しようとするものである (1 条)。
(2) 意匠制度により意匠を保護することにより、意匠の創作を奨励する意義がある (1 条)。また、①優れた意匠を商品に応用することによって需要が増加し、産業の興隆が実現される場合、②優れた意匠が同時に技術的に優れている場合があり、技術の進歩ひいては産業の発達が意匠そのものによって直接に実現される場合、に産業の発達に寄与する意義がある (1 条)。
2. 問題 I (2) について
(1) 独占権の利点
意匠権の取得により、意匠権者は、独占的に業として登録意匠及びこれに類似する意匠を実施することができる利点がある (23 条本文)。
(2) 排他権の利点
意匠権の取得により、意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することにより、第三者の実施を排除することができるという利点がある (37 条 1 項)。
3. 問題 I (3) について
(1) 部分意匠制度 (2 条 1 項かっこ書)
① 部分意匠制度の趣旨
独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣が増

加し、十分にその投資を保護することができないものとなっていたことから、物
品の部分に係る意匠も保護対象となるようにした（2条1項かつこ書）。
② 権利行使をしやすい理由
独創的で特徴ある部分について部分意匠の意匠権を取得することにより、その
部分を取り入れつつ意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣に対しても権利行使が可
能となるからである。
(2) 関連意匠制度（10条）
① 関連意匠制度の趣旨
デザイン開発の過程で、一のデザイン・コンセプトから創作されたバリエーシ
ョンの意匠については、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠につ
いて権利行使することを可能とした（10条1項、23条）。
② 権利行使をしやすい理由
関連意匠の意匠権を取得することにより、本意匠に類似しない意匠であって
も、関連意匠に類似する意匠については、関連意匠の意匠権に基づいて権利行使
をすることができるからである。
4. 問題Ⅱ（1）について
(1) パリ条約による優先権の主張（パリ4条、準特43条）
① 代理人は、Y国における自動二輪車のBの形状に係る考案についての実用新案
登録出願に基づいて、当該実用新案登録出願の日から6月以内に（パリ4条E
(1)、C(1))、パリ条約による優先権の主張をして（準特43条）、意匠口に係る意

匠登録出願をすることを検討すべきである。
② 上記の手続により、当該意匠登録出願については、乙の自動二輪車Cの販売による法
3条1項3号に基づく拒絶理由（17条1号）を回避することができる（パリ4条B）。
(2) 意匠の新規性の喪失の例外の規定（4条2項、3項）
① 代理人は、加盟国Xで開催されたモーターショーに自動二輪車Aを展示した日
（平成23年1月10日）から6月以内に意匠ロに係る意匠登録出願をすることを検討
すべきである（4条2項）。また、法4条2項の適用を受けようとする旨を記載し
た書面を当該出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、モーターショーにより公
知となった意匠イ及び意匠ロが法4条2項の規定の適用を受けることができる意
匠であることを証明する書面を当該出願の日から30日以内に特許庁長官に提出す
ることを検討すべきである（4条3項）。
② 上記の手続により、当該意匠登録出願については、加盟国Xで開催されたモー
ターショーに展示された意匠イによる法3条1項3号の拒絶理由（17条1号）を
回避し、また、加盟国Yで開催された意匠ロによる法3条1項1号の拒絶理由
（17条1号）を回避することができる（4条2項）。
5. 問題Ⅱ設問（2－1）について
意匠ハに類似する意匠ロに係る自動二輪車Bが、乙の意匠ハに係る意匠登録出願の
前に開催された同盟国Yでのモーターショーに展示されている。このため、乙の意匠
ハに係る意匠登録出願は、展示された意匠ロとの関係上、法3条1項3号により登録
を受けることはできない（17条1号）。

6. 問題Ⅱ設問（２－２）について
(1) 先使用による通常実施権（29条）
① 乙は、先使用による通常実施権（29条）の主張を検討すべきである。当該実施権を有する場合、乙は自動二輪車Cの販売を継続することができるからである（28条2項）。
② 乙の主張が認められるか否かにつき検討すると、甲は、同盟国Yにおける実用新案登録出願を基礎とするパリ条約による優先権の主張をして意匠ロについて意匠登録出願をしているものと考えられる。このため、優先期間（パリ4条C(1)）内に行われた行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない（パリ4条B）。この点、乙が開始した意匠ハの実施の事業の準備及び販売は優先期間（パリ4条C(1)）内に行われた行為に該当しているため、乙は先使用による通常実施権（29条）を有することはない。よって、乙の主張は認められない。
(2) 先出願による通常実施権（29条の2）
① 乙は、先出願による通常実施権（29条の2）の主張を検討すべきである。当該実施権を有する場合、乙は自動二輪車Cの販売を継続することができるからである（28条2項）。
② 乙の主張が認められるか否かにつき検討すると、仮に、乙が、意匠ハに係る意匠登録出願について法3条1項3号に該当して拒絶をすべき旨の査定が確定し（29条の2第2号）、甲の意匠ロについての意匠権の設定登録の際現に我が国において自動二輪車Cの販売を行っていたとしても（同条柱書）、当該販売は、優先期間（パリ4条C(1)）内に行われているため、パリ4条Bの規定により、乙が先出願による通常実施権を有することはない。よって、乙の主張は認められない。
以上

